

工 事 監 理 者 久留米市市民文化部中央図書館

共 通 仕 様 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて以下による。

【新営工事】公共建築工事標準仕様書（令和7年版）

【改修工事】公共建築改修工事標準仕様書（令和7年版）

【解体工事】建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）

- 一 般 事 項
- 1 別紙図面により施工し、不明な点は市監督員の指示による。
 - 2 工事作業においては、市と関連業者と十分協議の上行うこと。
 - 3 工程計画は市と関連業者と十分協議の上作成すること。
 - 4 施工中、周囲の施設等に損傷を与えた場合、受注者の責任及び費用負担にて速やかに原形に復旧すること。
 - 5 工事現場内は整理整頓をし、安全管理を徹底すること。また、塗料等の溶剤は現場内に保管しないこと。
 - 6 振動、騒音・粉塵・臭気・大気汚染・水質汚濁等、周辺環境への影響を考慮し、十分な環境対策を行うこと。
 - 7 受注者は、本工事に起因する土砂等の散乱により道路を汚した場合は、すみやかに路面の清掃を行うこと。ただし、通行障害や低温時の散水による路面凍結事故等が発生しないよう、天候等を慎重に判断した上で、公衆の安全性が確保された方法による対策を講じること。
 - 8 受注者は下請工事がある場合、工事着手までに金額に応じて施工体制に関する次の書類を監督員に提出するものとする。また、提出書類の内容に変更が生じた場合はその都度変更するものとし、遅滞なく監督員へ提出するものとする。尚、施工体制台帳及び施工体系図の写しの提出に際して、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。また、受注者は施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。なお、施工体制台帳には当該下請契約書または注文書等の写しを添付するものとする。
 - （1）契約金額250万円未満の工事
 - ・・・ 施工体制台帳及び施工体系図
 - （2）契約金額250万円以上の工事
 - ・・・ 工事外注計画書、施工体制台帳及び施工体系図
 - （3）契約金額250万円以上の工事で下請工事がない場合
 - ・・・ 工事外注計画書（下請け工事なしで提出）
 - 9 受注者は、下請負人決定後10日以内に、下請契約報告書を監督員に提出するものとする。
 - 10 受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、「建設業退職金共済制度共済証紙購入状況報告書」を業務委託契約締結後1ヶ月以内に、また契約変更によって追加購入した掛金収納書の写しを工事完成時に市民文化部中央図書館に提出すること。
 - 11 下請負人を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有するものの中から選定するよう努めなければならない。
 - 12 工事材料に係る納入業者を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有するものの中から選定するよう努めなければならない。
 - 13 施工内容で資格が必要な作業については、有資格者により施工を行うことを厳守することとし、事前に資格証明書の写しを提出すること。

特 記 事 項	1 工事用電力・用水は、無償支給とする。 2 騒音が発生する場合は、事前に連絡し、十分注意して作業する事。 3 官公署、その他への諸手続き及び費用は全て受注者負担とする。 4 以下の工事保険に加入すること。契約期間は工期末＋2週間までとする。 【工事保険の種類】 建設工事保険、請負業者賠償責任保険（第三者も含む）、火災保険等 5 法定外の労災保険の付保 受注者は工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険に付さなければならない。なお、受注者は保険の証券等（契約内容が分かるもの）の写しを監督職員に提出すること。 6 工事請負金額が500万円以上の場合、契約後10日以内（土日祝日を除く）に工事実績情報の登録（CORINS）を行うこと。なお、登録については受注時、変更時、完成時に行うものとする。 なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できるものとする。 7 建設リサイクル法に従い、発生材の分別、適正処理を行なうこと。 8 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならない、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。 9 建設発生土の処分が発生する工事は、工事間流用するもの以外、全て改良土プラントに指定処分すること。また、設計の搬出先は次のとおりとする。 ※搬出先の名称： ただし、指定先を変更する場合は、福岡県の承認施設より選定すること。 なお、選定にあたっては、久留米市内にプラント施設がある施設の中から選定するように努めなければならない。 選定後に「建設発生土処分地計画書」、工事完成後に「建設発生土処分地確認書」を監督員へ速やかに提出すること。ただし、特別な場合については監督員との協議により、この限りではない。 10 設計時の調査結果：石綿含有建材なし 石綿含有建材に関して大気汚染防止法、廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則等、その他諸法令を遵守すること。 11 建築物を解体、改造又は補修する作業を伴う建設工事については「石綿事前調査報告書」を作成し、監督員へ提出すること。また、石綿含有建材の調査結果を行政庁に報告する必要がある工事については、報告したことが判る書類を添付すること。
注 意 事 項	本工事は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上および迅速化を目的として、設計変更および工事中止等の協議を行うため、受注者は「設計変更協議会」の開催を求めることができる。但し、上記「協議会」開催の申し出については、工期末の30日前（工期が60日以下の工事については20日前）までに行なうものとする。
着 手 届	1 着手届は、契約日の翌日から7日以内に提出すること。 2 工程表は、着手届と合わせて提出すること。 3 工程表には、余裕期間を表示すること。
履 行 期 間	1 本工事の工期は、契約締結日の翌日から230日間である。 2 技術者の専任配置を要する工事については、着手日から技術者の専任を求めることとする。ただし、現場施工（資材の投入や仮設物の設置等）の着手日が仕様書等に明記されている場合には、現場施工の着手日から専任配置を求める。 3 現場代理人は、現場施工の着手日から常駐を要する。
2 カ 年 度 に わ た る 工 事	本工事は2カ年度にわたるものであるが、前払い金については、契約年度に次年度の工事完成の時期を保証期間として請負金額の30%を限度額とし、支払うものとする。

専任を要する
主任技術者の
兼務

請負代金が4,500万円（建築一式工事である場合は、9,000万円）以上の工事のうち、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合は、主任技術者は2箇所まで建設工事を管理することができる。ただし、兼務する工事の一方が、予定価格1千万円未満の土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事であること。また、兼務する工事はいずれも同業種の場合に限る。

現場代理人の
兼務

- 以下の条件を全て満たす場合に現場代理人の兼務を認める。
- 1 兼務する工事の両方又はいずれか一方が、予定価格1千万円未満の土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事であること。また、兼務する工事はいずれも同業種の場合に限る。
 - 2 兼務工事件数は2件までとし、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。
 - 3 兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めるものであること。
 - 4 監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。

監理技術者の
兼務

- 1 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（9）の要件を全て満たさなければならない。
ただし、当初予定価格が3億円以上の工事、または、低入札調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合は、特例監理技術者の配置は認めない。
 - （1）建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補（令和3年4月1日施行）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （3）監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （4）同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。
 - （5）特例監理技術者が兼務できる工事は、久留米市内又は久留米市の隣接自治体内の工事でなければならない。
 - （6）特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - （7）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - （9）本市以外の機関が発注する工事との兼務は、いずれの発注者も認めるものであること。
- 2 監理技術者補佐を設置し、特例監理技術者を設置する工事に該当することが受注時に予め判断される工事は「特例監理技術者兼務申請書」を契約締結までに発注者に提出し、承認を得ること。
- 3 届出した技術者は真にやむを得ない場合を除き変更できない。（監理技術者の兼務を止め、監理技術者補佐を解除する場合を除く）
- 4 工事の途中で専任の監理技術者が監理技術者補佐を設置し、他の工事現場を兼務する場合、または監理技術者補佐の変更・解除がある場合は、予め監督職員等と協議を行い、技術者の配置、変更等を行う前に「特例監理技術者兼務申請書」もしくは、「監理技術者補佐変更・解除届」を提出し承認を得ること。なお、「監理技術者補佐変更・解除届」は発注者が受理したことをもって承認したものとみなす。

暴力団排除に関する事項

受注者は当該工事の施工にあたって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- 2 暴力団等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- 3 排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

暴力団排除に係る下請契約に関する事項

受注者は、当該工事の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
- 2 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督員へ提出すること。

暴力団等排除連携会議に関する事項

予定価格1.5億円以上の工事及びその附帯工事並びに市長が必要と認めた工事（工場製作が主たる工程となる工事を除く）の受注者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 受注者は、暴力団等排除連携会議（以下「連携会議」という。）に加入しなければならない。
- 2 受注者は、当該工事の下請人を連携会議に加入させなければならない。
- 3 受注者及び下請人は、連携会議に関して、下記の区分に基づき、会議、研修等への出席、警察による工事現場への指導など、暴力団等排除に関する取り組みについて、協力しなければならない。

予定価格による設置基準	会議形態
5億円以上の工事及び当該工事に係る附帯工事	総会
1.5億円以上の工事及び当該工事に係る附帯工事	研修会

総会：元請及び下請事業所の代表者と、警察署暴力団対策担当課長・施工部局の長が一同に会する会議

研修会：元請及び下請事業所の現場責任者が一同に会する工程会議等に、警察と市が出向いて研修を行う会議

仕様書5

猛暑による作業
不能日数について

本工事は、猛暑による作業不能日数を当初の工期には見込まず、契約書契約
条項第21条に基づき、受注者からの請求により協議する。

関 連 工 事 等

久留米市田主丸複合文化施設災復旧工事
久留米市田主丸複合文化施設水防対策工事
久留米市田主丸複合文化施設空間浮遊カビ孢子除去業務委託

工 程 管 理

図書館・古文書収蔵庫の部分工事引き渡し後に書架設置を行う。

仕様書に記載されている「工事」は「業務」と、「工期」は「履行期間」と
読み替えるものとする。